

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

奈良県公安委員会

委員長 植 野 康 夫

奈良県公安委員会規則第 4 号

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

奈良県道路交通法施行細則（昭和 4 8 年 1 2 月奈良県公安委員会規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 4 県道の表県道奈良生駒線の項中	「 奈良市三条大路二丁目 5 4 3 番 3 先 市辻町 4 7 番 8 先まで
「 から奈良県生駒 」	「 1 奈良市大森町 5 8 番 1 先から奈良市四条大路一丁目 8 1 4 番 3 先まで 2 奈良市三条大路二丁目 5 4 3 番 3 先から奈良県生駒市辻町 4 7 番 8 先まで 」

める。

附 則

この規則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。